

○業務委託契約書（維持管理業務） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(監督員)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。</p> <p>(1) この契約の履行についての受注者、<u>業務責任者又は業務主任技術者</u>に対する指示、承諾又は協議</p> <p>(2) 設計図書に基づく立会い又は業務の履行状況の確認</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(業務責任者)</p> <p>第9条 受注者は、<u>業務責任者を定め</u>、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。<u>業務責任者</u>を変更したときも同様とする。</p> <p>2 業務責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第13条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。</p> <p>3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち業務責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。</p>	<p>(監督員)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。</p> <p>(1) この契約の履行についての受注者、<u>受注者の業務責任者又は受注者の業務主任技術者</u>に対する指示、承諾又は協議</p> <p>(2) 設計図書に基づく立会い又は業務の履行状況の確認</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(業務責任者等)</p> <p>第9条 受注者は、<u>次の各号に掲げる者を定めて委託作業現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。</u></p> <p>(1) <u>業務責任者</u></p> <p>(2) <u>業務主任技術者</u> <u>主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する「主任技術者」をいう。以下同じ。）又は監理技術者（同条第2項に規定する「監理技術者」をいう。以下同じ。）とする。</u> <u>また、同条第3項に該当する場合は専任の技術者とする。ただし、当該作業が同条第4項にも該当する場合は、専任の監理技術者とする。</u></p> <p>(3) <u>専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術上の管理をつかさどる者をいう。以下同じ。）</u></p> <p>2 業務責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第13条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。</p>

改正後	改正前
<p>(業務主任技術者等)</p> <p><u>第9条の2 受注者は、設計図書に定める場合には、次の各号に掲げる者（以下「業務主任技術者等」という。）を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。業務主任技術者等を変更したときも、同様とする。</u></p> <p><u>(1) 業務主任技術者</u> <u>主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する「主任技術者」をいう。以下同じ。）又は監理技術者（同条第2項に規定する「監理技術者」をいう。以下同じ。）とする。</u> <u>また、同条第3項又は第4項に該当する場合は専任の技術者とする。</u></p> <p><u>(2) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術上の管理をつかさどる者をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>2 前条第1項に規定する業務責任者及び前項各号に規定する業務主任技術者等は、これを兼ねることができる。</u></p> <p>(発注者の催告による解除権)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>(3) 第9条第1項及び第9条の2第1項に掲げる者を設置しなかったとき。</p> <p>(略)</p>	<p>3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち業務責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。</p> <p><u>4 業務責任者、業務主任技術者及び専門技術者は、これを兼ねることができ</u> <u>きる。</u></p> <p>新設</p> <p>(発注者の催告による解除権)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>(3) 第9条第1項に掲げる者を設置しなかったとき。</p> <p>(略)</p>